

## 政策研究大学院大学における男女共同参画の推進に関する基本方針

〔平成26年2月26日〕  
学 長 裁 定

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国における最重要課題の一つとなっている。

このことに鑑み、本学においては、「男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）」の理念を踏まえつつ、以下の基本方針を改めて確認し、男女共同参画の更なる推進に努めることとする。

### 《基本方針》

1. 性差による差別的取扱いのない人材登用を通じ、活力ある教育研究組織の実現を図る。
2. 大学運営上の意志決定における女性教職員の参画を促進する。
3. 教職員の家庭生活における役割と就業との両立を支援する観点から、制度等の弾力的運用を図る。
4. ハラスメントの防止等を図るため、教職員の意識啓発に努めるとともに、相談・苦情対応等の体制を整備する。
5. その他、すべての教職員が、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるよう、必要な環境整備を進める。